

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況等について

区では、自治体情報システムの標準化・共通化に向け、庁内推進体制の構築、各種会議体の設置・運営、そして標準化に向けた移行方針を策定するとともに、各業務所管においても標準仕様書との比較分析等の作業に着手するなど、全庁をあげて着実に取り組みを進めているところである。

そしてこのたび、標準化を推進するための国の基本方針【1.0版】(案)が示されたので、その概要及び標準化等に向けた区の進捗状況について報告する。

1 国の基本方針等

(1) 地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】(案)について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「法」という。)第5条に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)については、令和4年4月19日に国から「基本方針【0.8版】」が発出され、自治体に対する意見照会等を経て、同年8月31日に「基本方針【1.0版】(案)」が示された。

なお、その後は「基本方針【1.0版】(案)」にかかる国による自治体への説明会の実施、法定協議及び関係府省会議を経て、同年9月下旬に「基本方針【1.0版】」が閣議決定される予定となっていた。

(2) 基本方針【1.0版】(案)の主な内容

ア 基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標(法第5条第2項第1号)

(ア) 意義

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能にすることを旨とする。

(イ) 目標

地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度末までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。

イ 標準化等の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(法第5条第2項第2号)

標準化等の取組を円滑に進めるため、デジタル庁が事務局となり、関係府省会議を定期的に開催し、制度所管府省における取組の進捗管理や情報共有等を行う。

ウ 共通標準化基準に関する基本的な事項（法第5条第2項第3号）

(ア) 標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システム以外のシステムは、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築する。

(イ) ガバメントクラウドの位置づけ

国が調達するガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

(ウ) ガバメントクラウドの利用料

クラウドの利用料については、地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであることなどを踏まえ、その利用に応じて地方公共団体に負担を求める。

エ 標準化基準の策定に関する基本的な事項（法第5条第2項第4号）

機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有していることから、標準準拠システムを利用する前に、実装必須機能及び標準オプション機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。

オ その他標準化等の推進に関し必要な事項（法第5条第2項第5号）

(ア) デジタル基盤改革支援補助金

地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、原則として、ガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業を対象とし、当該事業に必要な一時経費に係る財政支援を行う（デジタル基盤改革支援補助金）。

なお、ガバメントクラウド以外の環境で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業については、特定の条件を満たすものを例外的に対象に含める方向で検討を行う。

(イ) 市区町村の進捗管理等

市区町村からの進捗状況等の報告、標準準拠システムへの移行に向けた課題や質問の問合せ機能等を有する進捗管理等支援ツールを構築し、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県と連携して運用する。

(3) 標準仕様書の改定及び発出

対象業務にかかる国の標準仕様書については、既に住民基本台帳については令和2年9月に、第1期については令和3年8月に発出されたところであり、令和4年8月31日、住民基本台帳及び第1期の標準仕様書の改定版及び第2期（令和4年1月4日付で追加された戸籍、戸籍の附票、印鑑登録を含む）の標準仕様書が発出された。

住民基本台帳

(1期) 介護保険、障害者福祉、就学、個人住民税、軽自動車税

(2期) 選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

(追加) 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録

2 標準化・共通化に向けた取組の進捗状況

国の手順書による移行作業は「計画立案」、「システム選定」及び「移行」の各段階（フェーズ）となっている。現在、「計画立案」の推進体制の構築、現行システムの概要調査及び標準仕様との比較分析の段階となっている。また、次のフェーズである「システム選定」におけるベンダに対する情報提供依頼（RFI）にも着手している。

(1) 情報提供依頼（RFI）の実施

標準準拠システムへの移行に当たり、標準化対象業務及び標準化対象外で関連する現行業務も含めたシステム移行についての方針とその内容及び移行期間における支援体制や支援内容、概算費用等の情報を把握し、今後の迅速かつ確実な標準準拠システムへの移行を進めることを目的として、令和4年8月18日から9月8日にかけて、区ホームページに掲載して公募による「自治体情報システムの標準化・共通化に係る標準準拠システム提供方針情報提供依頼」を全ての対象業務システムについて実施した。

本情報提供依頼では、中野区における全ての対象業務システムについて、現行の全てのベンダ（7社）からの情報提供があり、新規参入を目的とした現行ベンダ以外のベンダからの情報提供はなかった。

なお、ベンダからの情報提供では確認できない事項があった場合などについては、ベンダに対する追加のヒアリングを実施して確認を行っている。

(2) 各業務所管におけるベンダ選定

上記(1)によるベンダからの情報を各業務所管に提供し、各業務所管において、「自治体情報システムの標準化・共通化に向けた移行方針」における事業者（ベンダ）の選定方法に基づき、「Aパターン（ベンダ切替）」もしくは「Bパターン（現行ベンダ）」をシステムごとに決定していくこととなる。

(3) 各業務所管における作業等の進捗状況

各業務所管においては、「現行システムの概要調査」及び「標準仕様との比較分析」などの作業に着手しているところである。

また、標準仕様と現行システムとの比較分析は、システムの構成によっては高度な専門知識・技術が必要な場合があり、その作業をベンダ等に委託する必要がある業務所管については、そのための来年度予算の準備を行っている。

(4) 進捗管理等

ア キックオフ会議

自治体情報システムの標準化・共通化については全庁一丸となって取り組むべき重要かつ大きな課題であるため、組織間における共通認識や情報共有を目的とし、令和4年5月30日にCIO（副区長）をトップとして各業務所管部長、各業務所管課長の参加により「キックオフ会議」を開催した。

イ 業務リーダー会議

各業務の進捗状況の確認、周知事項や課題の共有などを目的に、業務責任者及び業務担当者を構成員とした業務リーダー会議を月1回程度実施している。

第1回：令和4年6月13日、第2回：同年8月9日、第3回：同年9月12日

ウ 業務所管課長会議

各業務所管の進捗状況の確認、重要課題や組織横断的な課題の検討、全体方針を確認することなどを目的として、四半期に1回程度開催する。第1回の会議は令和4年10月下旬から11月上旬にかけて実施する予定である。

エ 進捗管理等支援ツール

国が構築した「進捗管理等支援ツール」について、令和4年6月実績分から各自治体が作業完了状況を毎月登録することとなり、自治体ごと（全国、都道府県ごとも含む）の進捗状況を把握できる仕組みとなっている。

進捗状況は、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の作業項目をより詳細化したステップ単位（全40ステップ）を標準化対象業務（全18業務）ごとに報告することとなっている。

令和4年9月1日時点の作業完了率は以下のとおりである。

全国平均	：	7.10%
東京都平均	：	9.83%
23区平均	：	15.76%
中野区	：	17.13%

3 検討すべき課題

標準準拠システムへの移行にあたっては、「移行期間」や「独自施策システムの疎結合化」などの様々な課題があるが、その中でもガバメントクラウドの活用が現段階における一番大きな課題である。ガバメントクラウドを利用するにあたっての主な課題は次のとおりである。

(主な課題)

- ・無償とされていたガバメントクラウド利用料を自治体に求める方向となった
- ・「イニシャルコスト」及び「ランニングコスト」の試算、比較・検証
- ・データ送信にかかる連携速度の検証
- ・障害発生時のリスク回避
- ・補助金支給対象要件の確認

現在、国において、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行うことを目的として8自治体を対象に先行事業が実施されており、令和4年9月14日、その中間公表の資料がデジタル庁のホームページに掲載された。

先行事業は引き続き行われており、今後は最終報告の結果を踏まえるなどし、様々な課題を検証してガバメントクラウド利用の可否を検討していくこととする。

ガバメントクラウド先行事業実施自治体一覧

	団体名（団体規模順）	団体規模	システム構成
1	神戸市	20万人以上（指定都市）	マルチベンダー
2	倉敷市（高松市、松山市と共同提案）	20万人以上	マルチベンダー
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ
7	美里町（川島町と共同提案）	5万人未満	オールインワンパッケージ
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー

※ 国（デジタル庁）公表資料（令和3年10月）から抜粋掲載